

# ワンポイント会計基準

## vol.294 「非財務情報に関する動き（第10回目）」について

<SSBJによる日本版S1基準及びS2基準と制度の方向性>

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）がすでに公表している「IFRS S1」及び「IFRS S2」に相当する日本基準の公開草案が、2024年3月29日にSSBJ（サステナビリティ基準委員会）から公表されました。

また、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」）における議論の方向性として、サステナビリティ情報に関する制度開示・制度保証は、時価総額の95%超を占めグローバルな投資家と建設的な対話を行う企業を対象としたプライム市場における上場会社を対象とし、その適用も時価総額に応じて段階的に行う案（例えば時価総額3兆円以上の企業から適用開始）が示され、早ければ2027年3月期からの開示及びその翌年度からの保証導入が示されています（第2回WGが5月14日に予定されていますので、ご確認ください）。

SSBJが公表した基準の適用範囲は公開草案自体には明示されていませんが、上記のWGの議論の方向性と平仄を合わせ、プライム上場企業が適用することを想定した基準となっています。

基準の建付けとしては、ISSBが公表した基準は2本建でしたが、今回公表された日本基準の案は次の通り3本建になっています。

- (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（一般基準案）
- (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（気候基準案）

日本基準は、(1)の基準において、報告企業の範囲や開示情報に用いられる単位、重要性の判断、財務情報等とのつながりに関する考え方、報告のタイミング及び報告期間、比較情報に対する考え方など、開示に関する基本的な事項・考え方が分離された基準となっていますので、非常に読みやすく整理されているものとなっています。

(2)の一般基準案は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的として策定され、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標について、それぞれの開示目的及び開示内容を示したもののとなっています。

(3)の気候基準案は、企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的とし、中長期にわたって企業に影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示が主眼となっています。

IFRS S2 との差異として、わが国では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告制度があるため、その報告制度を踏まえた開示の負担に配慮する規定や、Scope2 のGHG（温室効果ガス）については、ローケーション基準の開示のほか契約証書の開示に代えてマーケット基準による排出量の開示ができるなど、いくつか特徴的な開示があるものとなっています。

なお、確定版の基準の公表は、2025年3月とされています。

今後、我が国における開示や保証制度の方向性が定まれば、その情報をお届けしていきたいと思います。

以上